

【論 説】

新自由主義国家における知識の変容： STS と批判主義

木 原 英 逸

目 次

1. 新自由主義改革による公共政策と行政の変化——新しい公共経営
2. 公共政策志向の社会科学の後退と復活
3. 公共政策志向のSTSへの転回
4. 社会科学における批判主義の変質

新自由主義改革の下で、社会のあり方も、技術と科学のあり方も、学術のあり方も変化した。この間、それでも一部の歴史・社会科学では、貧困の世界化、人権・社会権や社会的公平の軽視など、新自由主義の負の結果への批判的研究が進められてきた¹⁾。しかし、科学技術批判であるはずの科学技術論(Science and Technology Studies, STS)では進んでいない。むしろ、少なからず、STSは新自由主義的に変質した技術や科学を正当化するイデオロギー・規範となってきたと思われる²⁾。それはなぜか。本稿は、日本を事例にその理由を検討する。

1990年代、日本では、新自由主義改革・思想の下で、「公共政策」の理解が変化した(1節)。その結果、広く社会科学において公共政策への関与の仕方が変わった(2節)。日本のSTSもこうした変化のなかで形成された。その結果、1990年代半ばに、日本のSTSは新自由主義的な公共政策志向のSTSへと転回した(3節)。そしてその結果、他の多くの社会科学においてと同様、STSにおいても批判主義の変質が起こった(4節)。これが、日本のSTSにおいて新自由主義への批判的研究が進んでこなかった理由だと思われる。

1. 新自由主義改革による公共政策と行政の変化——新しい公共経営

1990年代半ば以降、日本でも、新自由主義思想に基づく新自由主義改革が本格化した。1993年、細川首相の私的諮問機関「経済改革研究会」（座長 平岩外四経団連会長）が中間報告「規制緩和について」を出すなかで、1996年、経済団体連合会は長期ビジョン「魅力ある日本—創造への責任」（豊田ビジョン）を発表し、「新自由主義改革」要求路線に転回した。そして、この要求の実現を目指したのが、1996～98年の橋本内閣による「橋本6大改革」であり、それを引き継いだ2001～06年の小泉内閣の「構造改革」であった³⁾。

新自由主義思想は、誰もの個人利益、即ち、「公共の利益」の理解の重心を、「自治体・国家がもたらす公共の利益」から「市場がもたらす公共の利益」へ移した。それに伴って、「公共政策」の理解も（「社会」の理解も、「市民」の理解も）変質した（図1）。公共政策とは公共の利益のための政策だからである。「市場がもたらす公共の利益」のために、「市場参加者（消費者や企業）としての市民」が、「市場取引関係」を用いて行う問題解決の策が公共政策だという理解が強まったのである。

と同時に1990年代には、それを補完する形で、公共政策とは、「（政府でも市場でもない）市民諸団体がもたらす公共の利益」のために、「非営利市民団体NPOの会員としての市民」が、「社会関係」を用いて行う政策だという理解（「新しい市民社会論」イデオロギー）も強まった⁴⁾。「市場がもたらす公共の利益」は、取引に参加できる元手を持った限りでの「誰もの」利益であり、市場が実現できない「誰もの」利益を補完することは必要なのだが、新自由主義改革では（イデオロギーとしては）それを政府に頼れないため、「サード・セクター市民」の参加が必要だったからである⁵⁾。事実すでに、豊田ビジョンの具体的なプログラム「新日本創造プログラム2010」は、「市民活動団体（NPO）が自律的に行動できる基盤を整備し、柔軟性とダイナミズムのある社会を構築する」ことを求めている。1990年代になって日本に出現・拡大した「新しい市民社会論」は、新自由主義改革を補完してきたのである。

しかし、市場が実現できない公共の利益を補完する点では同じであっても、「サード・セクター市民社会がもたらす公共の利益」は「政府がもたらす公共の利益」とはそもそも種類が違う。自由な取引は売り手にも買い手にも利益をもたらす。その意味で、市場取引関係は、市場参加者の「誰もの私的個人利益」を実現する、即ち、その意味での「公共の利益」を実現する。しかしそれは、市場に参加できる元手を持つ者に限られるものであった。それに対し、政治共同体・政府がもたらす公共の利益は、そうした制限のない、法の下での、匿名の「誰もの私的個人利益」である。だが、サード・セクター市民社会がもたらす公共の利益は、同じくそうした制限はないものの、こうした匿名性・全体性を欠いた、部分的断片的なものだからである（4節参照）。

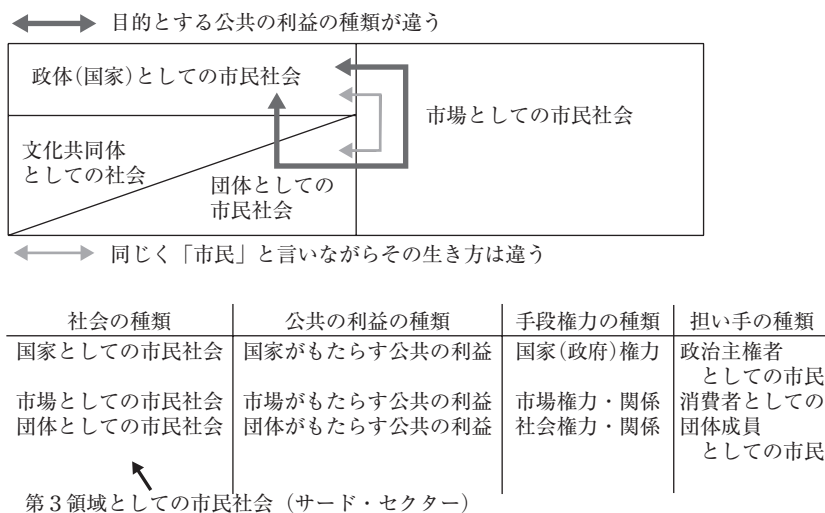


図1 「公共の利益」の意味／「社会」の意味／「市民」の意味

こうして、新自由主義思想・改革の下で「公共政策」(の理解)が変化した結果、「行政」(の理解)も、行政の担い手・主体について(の理解)も変化した。行政とは公共政策の実行だからである。

かつては、公共政策と言えば、「自治体・国家がもたらす公共の利益」のた

めに「政治主権者としての市民」が「(中央・地方)政府権力」を用いて行う政策，すなわち，(中央・地方)政府が行う公共政策を意味し，法に基づいて政府が行うその実行が「行政」であった。それを，それぞれ「公共政策¹」，「行政¹」，そしてそれらが目指すものを「公共の利益¹」と呼ぶことにする。

それが変化した。つまり，企業や消費者が市場取引関係の中で，市場がもたらす公共の利益の実現を図る政策(問題解決策)や，NPOが社会関係の中で，サード・セクターがもたらす公共の利益の実現を図る政策も「公共政策」であり，企業や消費者，NPOによるその実行も「行政」だと理解されるようになった。そしてこうした「新しい行政」を目指すのが「行政改革」だと理解されるようになった。つまり，政府が企業や消費者(団体)，NPOなどと連携し(官民パートナーシップ)，行政主体を拡大した公共政策を目指すようになったのである。それを，「公共政策²」，「行政²」，そしてそれらが目指すものを「公共の利益²」と呼ぶことにする。そしてそうした中で，(中央・地方)政府が行う行政自体も企業経営的行政に転換していった。

要するに，公共政策¹と行政¹が公共政策²と行政²へと(理解が)変化したのである(図2)。もちろんそうした変化は，代替ではなく公共政策の拡散であった。そして事実，日本では，1990年代後半の紹介期を経て，2000年前後から「ニューパブリックマネジメント」(NPM, 新しい公共経営)が，新しい行政²の手法として，中央・地方政府レベルで本格的に導入されてきたのである⁶⁾。

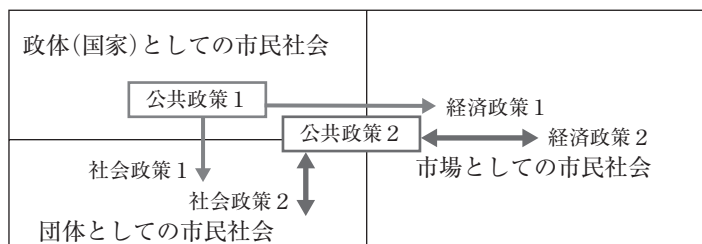


図2 公共政策の変質

NPM とは、中央・地方政府による行政を、企業経営的行政に転換することで、①企業化による政府行政組織の効率化、②企業への権限委譲による政府行政の民営化、③市民団体等への権限委譲による政府行政の民営化の3つの手法からなっている。そしてこれによって、NPM は、行政の主体を政府に限らず、それを②の場合は企業や消費者団体、③の場合は地域住民組織や非営利市民団体(NPO)にまで拡大し、同時に、②と③、2つの形で「官民パートナーシップ」を追求する。そして、この②を可能にしているのが新自由主義イデオロギー、③を可能にしているのが「新しい市民社会論」イデオロギーなのである。

そして、こうした公共政策²と行政²への(理解の)変化は、安全・秩序政策、経済政策、社会政策など、公共政策の各面で進んだのである⁷⁾。

2. 公共政策志向の社会科学の後退と復活

「公共政策」(の理解)が変化し、公共政策の実行である「行政」(についての理解)が変化したとは、言い換えれば、公共の利益に関わる問題(社会問題)の解決策を誰が何のためにどのようにしてつくるのか、そしてそれを誰がどのような手段で実行するのか(についての理解)が変化したということである。つまり、「公共の利益」の意味が変化するなかで、公共政策の作成と実行への関与(または参加)が、「政治主権者としての市民」が(つくる政府を通じて)「(中央・地方政府権力)を行使するなかでなされる」という理解から(公共政策¹への関与)、政府と「官民パートナーシップ」を組んだ「市場参加者(企業や消費者)としての市民」や「サード・セクター市民」が、「市場取引関係・権力」や「社会関係・権力」を行使するなかでなされるという理解へと(公共政策²への関与)、その重心を変化・拡散させたのである⁸⁾。

そして、このように公共政策への関与・参加(の理解)が、その主体、目的、(権力)手段において変質した結果、公共政策に関与する主体である人々と共に問題解決策(政策)を考え提供する、公共政策志向の社会科学のあり方も変質した。「公共の利益¹」実現のための知識(問題解決策)を「政治主権者としての

市民」(がつくる政府)に提供することから(公共政策¹志向),「公共の利益²」実現のための知識を,「官民パートナーシップ」を組んだ「市場参加者としての市民」や「サード・セクター市民」(がつくる組織・団体)に提供することへ(公共政策²志向),そのあり方,あるべき姿の重心を移したのである⁹⁾。ここでは,日本の社会学の場合を例に,こうした変化を具体的に見てみよう。

社会学が(社会的)現実と関わる,即ち,何らかの問題解決に関わる場合,その接点のひとつは,公共の利益に関わる問題(社会問題)の解決策の提供,即ち,公共政策の作成(と実行)にある。なかでも,社会学と関わりが多いのは,雇用政策,所得保障政策,保険・医療政策,対人社会サービス政策,住宅政策,教育政策などの福祉政策を含む社会政策としての公共政策である¹⁰⁾。そして,こうした福祉政策が本格化した1970年代以来,日本においては,1980年代,1990年代と,「公共政策」(の理解)が次第に公共政策¹から公共政策²へと変容した結果,公共政策志向の社会学は,台頭から後退へ,さらには,形を変えた復活へと変化してきたのである(図3)。

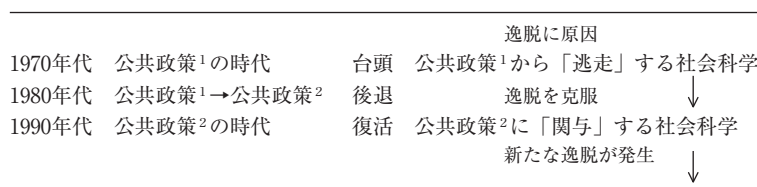


図3 公共政策志向の社会科学の変質

1973年が「福祉元年」と言われるように,1970年代の日本の社会(公共)政策は,福祉社会を目指す「政治社会」(体制)を,政府が,全体に渡って計画する構想(であるべきだ)だと理解されていた。それは,(日本型)社会民主主義の政策思想の下で,需要管理の経済政策・完全雇用・社会保障の拡大を目指す,ケインズ型福祉国家(大きな政府)が行う公共政策¹の一部であった。

こうした社会政策の理解の下,1970年代には,日本の社会学(の一部)に,中央・地方政府が行う社会計画とそのため社会指標に関わる,公共政策¹志向

の研究が台頭した¹¹⁾。日本の公共政策においても、すでに経済計画と国土計画は、それぞれ1950年代半ばと1960年代初頭以来、制度化されていたが、1960年代後半、即ち、高度成長期後半以降、都市・環境問題が深刻化するなかで、所得水準の向上が必ずしも福祉水準の向上に結びつかないという認識が広まり、経済計画や経済指標だけでなく、社会計画・社会指標の体系を確立しようとの動きが現われた。事実、中央政府レベルでは、1967年の「経済社会発展計画」、1973年の「経済社会基本計画」など、「社会」を含めた計画が登場し、1974年には社会指標の発表も開始された。

ところが、1980年代に入ると、中央政府レベルでは、1983年の「1980年代経済社会の展望と指針」で「計画」の文字が消え、1980年代半ばを最後に、社会計画に関する言及も消えてしまう。1980年代を通じて、日本の社会政策の方向は変わりつつあったのである。

1973年の「石油危機」を機に、日本では、平均年9%の経済成長を続けた高度成長期(1956~1973)が終わり、平均年4%成長が続く安定成長期(1974~1990)に入っていた。そして、そのために生じた財政事情の悪化のため、すでに1970年代の後半から、日本の社会政策は、あえて「日本型」福祉社会の追求を掲げることで、福祉社会の追求からは離れつつあった¹²⁾。そして、その延長線上に、1980年代に入ると、インフレと失業の同時進行に苦しんだ70年代の欧米諸国に由来する、「福祉国家の危機論」が日本でも台頭し、「政府の失敗」が喧伝された。それは、政府部門を縮小し代わりに市場部門の拡大を言う新自由主義の政策思想であった。事実、中曽根内閣(1982~1987)は、そうした政策を(予備的に)導入し、日本専売公社、日本電信電話公社、日本国有鉄道の民営化(1984, 1985, 1987年)や、「民活法」(民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法, 1986年)の制定などを行った。

こうして、「政府の失敗」が喧伝されるなかで、政府による経済計画や社会計画への関心が弱まり、それに伴って公共政策¹志向の社会学(そして社会科学)も後退していったのである。

加えて、ポストモダン思想の影響下、公共政策の課題である社会問題(公共

の利益に関わる問題)の理解・定義に「構築主義的転回」が起こったことも、公共政策¹志向の社会学(社会科学)の後退につながった。例えば、1980年代に、社会学では、教育、家族、ジェンダー、エスニシティ、環境、科学、マスメディア、社会運動などについて、構築主義アプローチを称する研究が数多く現われてきた。社会問題へのこうした構築主義アプローチは、政治社会、市場社会、サード・セクター社会のいずれであるかを問わず、その「社会」の構成員に共有されている集合的目標・価値の実現に負の影響をもたらす現象、それを「社会問題」だとしてきたそれまでの定義・理解を批判し、それに代えて、自らが想定した何らかの状態についてクレームを申し立てる個人やグループの活動(の出現)、それを「社会問題」(の出現)だとした¹³⁾。そして、このように社会問題の定義・理解が人々の行動に焦点をおくものに変われば、当然ながら、社会問題の解決を課題とする公共(社会)政策の理解も変わる。事実、集合的価値・目標の実現に照らして社会の機能を診断し、その実現に反する働き、即ち、「社会」の誰にも負の影響をもたらす現象を発見して、その原因を因果的つながりをたどって見つけ出し、可能ならそれを取り除く解決策・処方箋を示すことが公共政策なのだとする理解は弱まった。価値の多元化の事実の下では、社会の構成員に共有される集合的価値・目標など見つからないとする構築主義アプローチにとっては、「社会」の誰もの利益に関わる問題、即ち、「公共の利益」に関わる問題がそもそも見つからないものだったからである¹⁴⁾。構築主義アプローチは、その意味では、公共政策¹のみならず公共政策自体を弱めたのである。

1990年代に入ると、すでに述べたように、日本でも新自由主義改革が本格化し、「新しい市民社会」を目指す「市場社会」や「市民団体(サード・セクター)社会」を、政府と企業とNPOが連携して、(時間的・空間的)断片・ピースミールとして計画する構想である(べきだ)と、社会(公共)政策の理解が変わった(4節参照)。それは、新自由主義の政策思想の下、供給重視の経済政策・労働市場の柔軟化と不完全雇用・社会保障の縮小と市場化を目指す、シュンペーター型競争国家(小さな政府)が、企業やサード・セクターとパートナーシップ

を組んで行う公共政策²の一部であった¹⁵⁾。

そして、こうした社会(公共)政策の理解の下、1990年代半ば以降、ニューパブリックマネジメント(NPM)の下で、企業経営的行政に転換した中央・地方政府行政組織の「効率」を評価する行政(評価)学、また、官民パートナーシップのなかで新しい行政²の主体となった営利企業や非営利市民団体(NPO)組織を評価する経営(評価)学、そしてそれらに関わる評価指標研究が、公共政策²志向の社会科学として新たに求められるようになった。つまり、社会学が公共政策²志向に向かうだけでなく、行政学や経営学が公共政策²志向の社会科学の中心を占めるという形で、公共政策志向の社会科学が復活して来たのである。

こうして、日本の(公共政策志向の)社会科学は、公共政策¹志向から公共政策²志向へと重心を移し、それに伴って、例えば社会政策領域では社会学から経営学や行政学へと、前線配置を変えた。そして、日本のSTSも、同じ時期に、前線配置を変えた科学技術政策領域に新たに現われた、公共政策²志向の(社会)科学だったのである¹⁶⁾。

3. 公共政策志向のSTSへの転回

それは、1990年代の半ばに、日本のSTSにひとつの転回が起こったことで分かる。日本のSTSを立ち上げた活動のひとつに、1980年代後半の準備期間を経て1990年に設立されたSTS Network Japan(STSNJ)がある。「STSとは、科学技術の社会的側面についての人文・社会科学的な研究・教育である」(1990年STSNJ第3回シンポジウムでの提案。傍点筆者)こうした理解に立って、研究・教育活動を目指したのである。そしてそのとき、こうした研究・教育の主体と目的が何であるかはとりたてて問題とはされていなかったのである。

ところが、2000年代に入ると、「社会技術」を唱導する集団が日本のSTSに現れてくる(2000~01年)。そして、この集団とSTSNJとの間にはその主導メンバーに重なりがあった。社会技術とは、その曖昧な主張を整理すると、「社

会の「[公共の利益の]ための科学技術の市民参加による実践」のことであり、その意味では、科学技術に関わる公共政策、即ち、公共の利益のための政策の、市民参加による実践、とりわけ市民運動という形での参加によるその実践だと言えた(小林・小林・藤垣,2007, まえがき, 1章ほか。[]は筆者補足)。ここでは、明らかに、STS(研究・教育)の目的は社会のため、即ち、公共の利益の実現にあるとされ、STSの手段・範囲も自然・人工物科学、技術諸学を含むものに広げられ、主体は市民と市民としての研究者に拡大されていた。公共政策志向への転回があったのである。

「社会技術」の主要な関心は、リスク論(安全・安心論)、科学技術コミュニケーション論(科学技術への市民参加論)、科学技術リテラシー、科学技術者倫理などであるが、これらはつながってひとつの目的-手段関係を成している。「社会のための科学技術」、即ち、「社会的な問題の解決に貢献する科学技術」が社会技術であり、安全の実現が(主要な)社会的な問題である以上、安全の実現は社会技術の(主要な)目的である。また、その解決の「市民参加による実践」が社会技術の手段である以上、何が社会的な問題(例えば、安全の実現)であるかを発見するのに科学技術と社会のコミュニケーションが、そして、問題を解決するのに市民参加が不可欠で、また、市民が参加するには科学技術リテラシーが、問題解決に向けて共働するには社会への責任を果たす科学技術者(と市民)の倫理が必要だとしているからである。そして、社会技術のこれら一連の関心の核にあってそれらをつないでいるのが、「社会的な問題の解決に貢献する科学技術」の実践(社会貢献)を促すものと理解された、科学技術政策「モード論」であった(本節、以下を参照)。

こうして、日本のSTSにおいても「公共政策への関与・参加」(の必要の認識)が広まり、公共政策志向のSTS、即ち、市民(と市民としての研究者)が、公共の利益のために、科学技術に関わる社会問題の解決を研究し実行するSTS(市民運動)の追求へと向かった(小林,2001)。2001年には、「社会技術」を唱導する集団が中心になって、「科学技術社会論学会(STS学会)」を設立し、そうした転回を主導した。そして、「科学技術論」に代えて新たに造られた「科

学技術社会論」なる概念が、そうした方向への動員を促進したのである¹⁷⁾。しかし、そのときすでに、「公共の利益」の意味は公共の利益²へと変質しつつあり、それに伴って「社会」の意味も、「市民」の意味も、したがって、STS(市民運動)の意味も変質しつつあったのである。

では、具体的に、日本のSTS(研究・教育)は、どのようにして「公共政策への関与・参加」へ、即ち、公共政策²志向のSTSである「社会技術」へ転回したのだろうか。それは主として、科学技術への市民参加として理解された「科学技術コミュニケーション」(そして、参加のための市民の科学技術リテラシー向上)の推進を通してであった。

1994年、科学技術庁『平成5年版科学技術白書』が、科学技術人材不足や国民の科学的素養不足への懸念から、「若者の科学技術離れ」を政府文書としては初めて論じ反響を呼んだ。その原因は多様であったはずだが、白書はそれを科学者・技術者の処遇、条件の悪さなどではなく、もっぱら科学技術のブラックボックス化に求め、したがって、対策・政策もブラックボックスを開くためのコミュニケーションが重視された¹⁸⁾。そうした状況のなかで、STSNJもそれに応えて、1995年に、サイエンスコミュニケーション(科学技術コミュニケーション)をテーマにシンポジウムを開催し、それへと関心を向けた¹⁹⁾。こうして1990年代の半ばに、日本のSTSのなかに科学技術政策への関心が出現したのである。

2000年代に入ると、こうした「科学技術コミュニケーション」への関心が、政府の科学技術政策でもSTSでもいっそう顕著になってくる。政府は、科学技術基本法(1995年)・第1期科学技術基本計画(1996年)で、「科学技術創造立国」のための基盤形成として、国民の「理解増進」と科学技術人材養成を重要政策課題と位置づけ、科学技術庁を中心に、「科学技術理解増進」という枠組みで政策を展開していたが、それが、第2期科学技術基本計画(2001年)で「科学技術コミュニケーション」となり、さらに、第3期科学技術基本計画(2006年)でそれに「科学技術リテラシー」が追加された。

そしてこれに呼応して、「社会の〔公共の利益の〕ための科学技術」を目指

す「社会技術」が、先に述べたように、何が公共の利益であるかを発見するための手段として、科学者や技術者を含む市民の間で科学技術コミュニケーションをすることの必要を強調した²⁰⁾。以来、日本のSTSで、2000年代を通じて「科学技術コミュニケーション」への高い関心が続いたのである。

そして、こうした「科学技術コミュニケーション」への関心の高まりは、1990年代半ばから本格化した日本の新自由主義改革と無関係ではなかった。新自由主義思想・改革の下で「公共政策」（の理解）が変わり、「行政」とその担い手・主体（についての理解）も変化するなかで、公共政策の一部（その手段）である科学技術政策・行政もその例外ではなかった。政府が企業やNPOと（双方向の）「官民パートナーシップ」を結んで、「公共の利益²」のための科学技術を遂行する「科学技術の新しい公共経営NPM」，即ち、科学技術政策・行政²へと変質したのである。そして、そのなかで科学技術コミュニケーションも、そのための手段、つまり、「市場としての市民社会」をつくるための、また「サード・セクターとしての社会」をつくるための、そしてそれによって「公共の利益²」を実現するための、そのための、例えば国民の理解増進や人材養成のための科学技術コミュニケーションへと、そのあるべき姿の重心を移したのである。

確かに今日、「科学技術コミュニケーション」への関心は多様である。政治のためのそれもあるれば、組織経営のための、そして教育のためのそれもある。それを行う主体も目的も、実に多様である。そして、主体が異なり目的が異なれば、手段である「科学技術コミュニケーション」のあり方、あるべき姿も変わってこざるをえない。そして、これらのいずれにおいても、その目的である「公共の利益」の意味理解が変わり、実現を担う主体と主体間関係が変わった。であれば、手段としての「科学技術コミュニケーション」のあり方、あるべき姿も当然変わらざるをえなかっただろう²¹⁾。

であれば、2000年前後に、第2期科学技術基本計画(2001年)で「科学技術コミュニケーション」が、そして、経済財政諮問会議答申(2001年)でNPMが、ともに政府レベルで本格的に導入されてきたのも偶然ではない。と言うよりも

しる、科学技術政策のあり方・制度(そして、そのあるべき姿・イデオロギー理解)が科学技術政策²に変わったからこそ、「科学技術コミュニケーション」という問題の立て方、思考枠組み・フレームが必要になったのである。そしてその一方で、「政府がもたらす(政府でなければもたらせない)公共の利益¹」を実現すべきとの社会規範は弱まったのである。

このようにして、日本のSTS(市民運動)は、「科学技術コミュニケーション」という問題を立てそれを推進することで、新自由主義改革が求めた科学技術政策・行政²、即ち、「科学技術の新しい公共経営NPM」へ関与・参加する、公共政策²志向のSTSへと転回した。

ではなぜ、日本のSTS(研究・教育)は「科学技術コミュニケーション」というこの問題枠組みを受け入れそれを推進したのだろうか。改めて問うてみると、それはすでに1節で述べたように、新自由主義思想・改革が補完のための「サード・セクター市民」の参加を含む「官民パートナーシップ」を必要としたからである。しかしそうだとしても、それには同意調達が必要であった。つまり、STS研究者・教育者に(官の側の、または民の側の)パートナーになることを受け入れさせる必要があった²²⁾。そして、そのために利用された社会規範・イデオロギーが、「社会的な問題の解決に貢献する科学技術」の実践(社会貢献)を促すものと理解された、科学技術政策「モード論」であった。

1980年代の欧州や米国において進められた新自由主義思想・改革の下で公共政策(の理解)が変化するなか(そして、同様の変化が日本では1990年代に起こった)、産学連携・パートナーシップを進め、科学技術政策¹から科学技術政策²への変革を正当化するために主張されたのが、アプリケーションのコンテキストに条件付けられた新しい知識生産「モード2」が事実拡大していると言い、それに「適切に」応じることを促す「モード論」であった²³⁾。

事実、この「モード論」(1994年)が1995年に日本に紹介され、1997年に翻訳されたこと、加えてまた、1999年に世界科学会議がそのブダペスト宣言の中で、「知識のための科学」に加えて、「平和のための科学」、「開発のための科学」と並んで「社会の中の科学・社会のための科学」という科学の「新しい」あり方

を宣言したことが、日本のSTSが公共政策志向に転回する転機になったという証言もある²⁴⁾。

実際、第2期科学技術基本計画(2001年閣議決定)の中にブダベスト宣言の趣旨が盛り込まれ、その趣旨の具体化のために、2001年に科学技術振興事業団(JST)と日本原子力研究所が「社会技術研究システム」を設置し、「社会技術」を推進したのである。そして、この「社会技術」の一連の関心の核には、すでに述べたように科学技術政策「モード論」があった。それは、社会技術が新自由主義的な公共政策²志向に転回したSTS(運動)であることを示すものだったのである。

4. 社会科学における批判主義の変質

1990年代に、科学技術政策、社会政策など、日本の公共政策(の理解)が、新自由主義的な公共政策²に変質した結果、変質したSTSである「社会技術」、行政学や経営学などが、それぞれの政策分野で、公共政策²志向の社会科学として出現した。と同時に、そこでは、従来の日本の(公共政策志向の)社会科学に見られた「公共政策からの逃走」の傾向が克服され、積極的な「公共政策への関与・参加」(の必要の認識)が広く生じた(図3)。

例えば、1970年代に、公共政策¹志向の社会学が「社会計画」の作成に関わったのは福祉を含む社会問題の解決のためであり、その意味ではそれは公共政策への「関与」であったが、同時にそこには「公共政策¹からの逃走」の傾向も見られた。つまり、公共政策の作成や実行(を助けること)に関わることへのためらいや、それらを時に高見から見物するという傾向があった。ところが、公共政策²志向の行政学や経営学や社会学にそうした傾向はなく、そこに見られるのはもっぱら積極的な「公共政策²への関与・参加」(の必要の認識)である。

では、このような変化はなぜ生じたのだろうか。前節での議論は、「モード論」が、STSに限らず広く社会科学を含む学術に「公共政策²への関与・参加」を促す規範として働いたことを示唆するが(注22参照)、本節では、公共政策・

行政²への変化に伴って日本の社会科学に批判主義の変質が起こり、そのことが、積極的な「公共政策²への関与・参加」（の必要の認識）を可能にしたという観点から、この点を検討しておきたい。

まず、「公共政策¹からの逃走」が見られた原因は、理想主義と批判主義についての逸脱した理解にあったと思われる²⁵⁾。

1970年代の日本の公共政策¹では、福祉社会を追求する理想主義が力をもったが、他方で、そうした社会構想を批判する、例えば社会主義社会を追求する理想主義のような、批判主義も力をもっていた。ここで言う理想主義とは、ある仮想された価値の（完全とは限らないが）実現を追求する実践のことであり、批判主義とは、それとは別の仮想された価値を基準として、理想主義を相対化して理解するとともに、当の別の価値の実現を求める実践、即ち、対抗的理想主義のことである。そして、1970年代の社会構想は、いずれも、「公共の利益¹」を追求する、即ち、「政治社会」（体制）の構想であり、したがって批判は体制の選択であった。加えて、いずれもが、「政治社会」の構想であるゆえに、社会の全体を計画する構想であった²⁶⁾。

しかし、そうした理想主義的な社会の全体構想は公共政策からの逃走を招きやすい。現実の公共政策は、その作成も実行も、部分・断片の改革としてしかありえないからである。もちろん、であればこそ、そうした断片的な公共政策を方向付けるために、理想主義的な全体変革の構想は必要である。しかし、現実の改革はどこまでも断片的であるゆえに失敗を避けられない。理想と現実のこの落差、緊張関係に耐え得ないとき、それを緩和するために現実の公共政策への関与から逃走することが起こりやすいのである。そしてそれを、現実に対する理念の優位によって正当化することが行われたのである。しかし、理想主義は、ある価値の「実現」を追求する実践である以上、そもそも現実に関与することなしにはありえない。したがって、公共政策からの逃走は理想主義からの逸脱であり、それを正当化するために言われる理念の優位とは、理想主義の逸脱した理解だったのである。

また、仮に、理想主義からのこうした逸脱を避け得たとしても、そこでは社

会を「全体に渡って」計画するという手段を取っているため、批判主義の実践が、現実にもつ理想主義との、したがって、その実現を目指す現実の公共政策との闘争、さもなければ、そこからの逃走になり易かった。社会についてのある全体計画とそれに対抗する全体計画は両立しないからである。つまり、それゆえ、批判主義の実践、すなわち対抗的理想主義に立つて公共政策に関与することは、現実の公共政策、即ち、自らとは異なる価値・計画に基づく公共政策に関与することと両立しないからである。

しかし、批判主義とは、ある仮想価値の自明性を肯定する理想主義だけでは、現実をより良く認識してより善く変えることはできないからこそ必要とされる、対抗的・多元的な理想主義である。であれば、批判主義も理想主義のひとつの形である以上、より善い社会への変革であるべき公共政策への関与を社会科学に促すものでこそあれ、逃走を促すものではない。したがって、公共政策自体からの逃走は批判主義からの逸脱のはずである。ところが、対抗的でありかつ理想的であることからくる二重の意味での現実との緊張関係に耐え得ないとき、そうした逃走を「御用科学」に対する「対抗科学」、「批判科学」の優位で正当化することが、しばしば行われた。そしてそれは、批判主義の逸脱した理解によって公共政策からの逃走、即ち、批判主義からの逸脱を正当化することだったのである。

ところが、1990年代になって、「公共政策」の理解が公共政策²へ変わると、公共政策からの逃走が起りにくくなり、公共政策²志向の社会科学においては、そうした形での理想主義や批判主義からの逸脱は「克服」されてしまった。そしてその結果、そこに積極的な「公共政策への関与・参加」の必要の認識が現われたのである。

日本の1990年代以降の公共政策²においては、批判主義であった「新自由主義」が闘争を制した結果、理想主義的な政治社会構想が弱まり、代わって、理想主義的な市場社会構想とサード・セクター社会構想が力をもっている。そして、これらの社会構想には、手段として、社会の「部分の」計画はあっても、社会「全体の」計画はない(少なくとも弱い)。理想主義的な市場社会構想は、

自己の利益・価値を最大化させるように行動する経済主体(消費者や企業)を仮想し、個々の市場取引がそうした経済主体によってなされるように、社会の部分ごとの設計はするが、全体の設計は「神の見えざる手」に委ねているからである。また、理想主義的なサード・セクター社会構想も、個々の市民団体がその構成員誰もの利益・価値を実現できるように、つまりその意味で、社会の部分ごとの設計はするが、それが目指すのは、共有する価値を異にする市民団体どうしが部分的に重なり合いながらつながる「ネットワーク社会」であり、特定の価値を全体で共有することでつながる(政治)社会ではない。つまり、そこに理想主義的な全体の社会構想はないのである。

したがって、これらの場合は、理想主義的な社会構想の手段と現実の公共政策の手段とが、ともに部分的・断片的で似ているため、公共政策を進める現実の次元から逃走しては理想主義的な社会構想は実現しないという理解がより成立しやすい。公共政策からの逃走という形の「理想主義からの逸脱」は始めからここでは起こりにくい構造なのである。

また、理想主義の手段が社会の「部分の」計画へと変わったことで、批判主義(対抗的理想主義)の実践が、現実にもつ理想主義との、したがって、その実現を目指す現実の公共政策との、闘争になったり、また、そこからの逃走になったりすることも起こりにくい。少なくとも、部分の計画と部分の計画であれば衝突することなく両立もできるからである。こうして、公共政策²へと理解が変わったことによって、公共政策からの逃走という形の「批判主義からの逸脱」も「克服」され、批判主義は「公共政策²への関与・参加」を促すものへと変化したのである。

ところが、ここに出現した、社会技術や行政学や経営学など、公共政策²に積極的に「関与」する(べきだとする)社会科学は、また新たな逸脱を生むことにもなった(図3)。

まず、公共政策²が積極的に追求する理想主義的市場社会構想やサード・セクター社会構想では、その手段が現実の公共政策のそれと似ているため、今度はむしろ、理想と現実を直結させるという形の「理想主義からの逸脱」が起き

やすい。現実の公共政策がすでに実現している価値を理想主義が維持追求すべき価値と同一視したり(現状追認の「現実主義」)、逆に、理想主義を実現させる仮想的な条件を現実の公共政策を実現させる現実の条件と同一視して理想主義が追求する仮想価値が現実の公共政策で直ちに実現するとしたり(現実否認の空想的「理想主義」)、ということが起きやすいのである。そして事実、1990年代半ば以来の日本で、新自由主義的公共政策は、少なからず「現実主義」や空想的「理想主義」と化したのである。そして、前者のように理想を消すにしろ後者のように現実を消すにしろ、これらはどちらも、新たな「理想主義からの逸脱」なのである。

また、たとえ、こうした理想主義からの新たな逸脱を避け得たとしても、新自由主義思想・改革の下で「政治」の価値が弱まった結果、「公共の利益¹」の実現を目的とし、政治社会「全体の」計画を手段とする批判主義(対抗的理想主義)が弱まった。その結果、1990年代以降の日本の公共政策²において、批判主義は、もっぱら、対抗的な理想主義的市場社会構想やサード・セクター社会構想として理解されている。

つまり、「市場参加者(消費者や企業)としての市民」が「市場取引関係」を用いてある「市場がもたらす公共の利益・価値」の実現を目指して行っている公共政策(理想主義)に対抗して、それとは別の「市場がもたらす公共の利益・価値」を立て、それを基準として理想主義を相対化して理解するとともに、「市場参加者としての市民」が「市場取引関係」を用いてその別の価値の実現を求める実践、それが批判主義だという理解が強まっている。と同時に、批判主義とは、「市民団体がもたらす公共の利益・価値」のなかで別の価値を立て、「非営利市民団体の成員としての市民」が「社会関係」を用いてその価値の実現を求める実践、だという理解も強まっている。

事実、今日、例えば、社会的責任(CSR)経営企業、BOP(ベース・オブ・ピラミッド)ビジネス、社会的企業などの実践と、それに関わる非営利市民団体の実践を合わせて、優れて「ソーシャル・イノベーション」、社会革新・変革だとする理解が強まっている。

こうして、公共政策²へと理解が変わるなかで、社会科学において、批判主義をもっぱら対抗的な理想主義的市場社会構想やサード・セクター社会構想として理解するという変質が起こっている。そしてその実現へ向けた実践が、公共政策²において批判主義が促している「公共政策への関与・参加」なのである。

もちろん、市場社会やサード・セクター社会の現実を内在的に批判するこの種の批判主義は必要である。しかし、批判的な公共政策²志向の社会科学の確立に終始しても、批判的な公共政策¹志向の社会科学は確立しない。それだけでは、市場効率や社会関係資本(ソーシャル・キャピタル)とは別の、社会全体に関わる「政治的」価値を基準とする批判主義の役割は回復されないのである。

1990年代半ばに、新自由主義的な公共政策²志向の(社会)科学として生まれた「社会技術」のような日本のSTSも例外ではない。それが示す、積極的な「公共政策への関与・参加」(の必要の認識)も、批判主義に立った実践も、もっぱら理想主義的な市場社会構想やサード・セクター社会構想に向けられている。対抗的、理想主義的な政治社会構想には向けられないのである。まただからこそ、人権・社会権や社会的公平など、社会全体に関わる「政治的」価値を基準として新自由主義の負の結果を批判する研究が、この間のSTSでは進んで来なかったのである。科学技術批判であるはずの科学技術論STSで、「批判」の意味が変質したからである。本稿の検討結果はこの点を示唆している。

また、本稿は、ともに公共の利益のための政策、公共政策の新たな展開を目指したという点で重なる新自由主義思想・政策とSTS(運動)の間に、何らかの関係があったのではないかと問題を立て検討してみることが、現状のSTS(運動)の自己省察として重要だということも示唆している。そしてそれは、ひとり日本のSTSに限るものではなく、1970年代後半からの英米での新自由主義思想・政策の拡大期に、成長拡大してきた英米のSTSについても言えるだろうというのが、本稿の隠された主題だったのである。

注

- 1) 新自由主義への批判的研究としては、すでに、哲学、歴史学、社会科学の諸分野で多くの研究がある。新自由主義思想の推進者として知られるF・ハイエクやM・フリードマンの学説についての経済学的、政治学的分析、1970年代以降世界中で支配的になっていった新自由主義の歴史についてのD・ハーヴェイの研究(Harvey, 2005)、新自由主義を含めた自由主義を理論ではなく統治テクノロジーの実践として分析したM・フーコーの哲学的研究(フーコー, 2008)、新自由主義思想・改革を補完する「新しい市民社会論」を支えるJ・ハーバーマスやA・ギデンズの学説についての思想史的、政治学的分析などである。また、日本への新自由主義思想・政策の導入とその展開、およびその批判については、大嶽秀夫や渡辺治などの政治学的研究、神野直彦などの経済学的研究、渋谷望などの社会学的研究があり、「新しい市民社会論」を含む日本における市民社会論については、山口定の政治学的研究がある。「新しい市民社会論」は公共政策の主体を非営利市民団体に拡大すべきとの規範であり、主体となるNPOを巡る、また、この規範に基づく行政手法であるニューパブリックマネジメントに関する、そして、「新しい市民社会論」が目指す統治の形であるガバナンスに関する多くの研究がある。
- 2) 例えば、2000年代の日本のSTSの関心を支配した「科学技術コミュニケーション」という問題枠組み・フレームも、科学技術に関わる新自由主義的な社会構造改革を正当化するイデオロギーとして利用された。3節および、木原, 2010を参照。
- 3) 佐々木, 2007は、経済団体連合会の主要メンバーである自動車や電機などの日本の製造大企業が、輸出と海外生産の双方に軸足を置く「日本型多国籍企業」に変化したことに路線転回の原因を見ている。Harvey, 2005邦訳中の渡辺治による「付録 日本の新自由主義」も参照。
- 4) 1970年代後半以降の、環境運動や女性運動などの「新しい社会運動」と、ここで言う1990年代に現われてきた「新しい市民社会論」は、無関係ではないが、区別されなければならない。前者は、ポストモダン思潮の影響を受けたものであり、後者は、新自由主義思潮の影響下、その補完として出現したものである。この点については、木原, 2008を参照。／阪神・淡路大震災が起こった1995年を「ボランティア元年」と言って、これが非営利市民団体の重要性への認識を生んだのだとしばしば言われてきた。しかし、非営利市民団体を公共政策の主体にすることの重要性は、つとにFriedman, 1962も言うっており、日本でも1990年前後から経済団体が提言してきたことであって、その意味では、阪神・淡路大震災が「新しい市民社会論」イデオロギー強化のために利用された面がある。
- 5) 現実には、大きな財政赤字を抱えた政府に頼れないという事情が大きかった。

- 6) 2001年 経済財政諮問会議答申「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」／2002年 総務省行政管理局「新たな行政マネジメントの実現に向けて」／2003年 総務省「平成14年度地方行政NPM 導入研究会報告書」。
- 7) 例えば、1999年には、「産業活力再生特別措置法」が制定され、産学連携が、また、2003年には「地方自治法」を改正して、公共施設の管理運営に民間企業やNPOの参入を可能にする指定管理者制度が制定され、公立病院、公共図書館、公園、などへの適用が進んでいる。
- 8) 「経済財政諮問会議」の民間議員を通じて、経団連が、「消費者の利益」を掲げて、規制緩和や民営化など公共政策の市場化を推進したのは、その例である。
- 9) 同時に、社会科学の学術団体のあり方も、市場社会やサード・セクターを構成する団体として官民パートナーシップを組む方向へ向かった。また、こうした重心移動とそれに伴う学術団体や大学のあり方の変化は、社会科学に限らず、科学や技術の研究分野でも起こった。3節で述べる「社会技術」や「科学技術社会論学会」の登場はその例である。なお、以下、本節や4節における日本の社会学の事例は、武川・三重野,2007, 序章「公共政策と社会学」に多くを負っている。ただし、その解釈はもっぱら筆者による(注25参照)。
- 10) 社会学は、安全・秩序政策、経済政策としての公共政策とも関わりがある。例えば、犯罪社会学や法社会学は安全・秩序政策に関係し、産業社会学は経済政策に関係する。
- 11) 1970年代の米国社会学の「一方の」極にあった未来志向、科学・合理志向の影響もあった。また、社会指標運動は、国際的には1960年代から始まっていた。武川・三重野,2007を参照
- 12) 日本は、高齢化前夜の1970年代後半から1980年代、安定した家庭と企業の福祉機能を前提として、それを保険など個人が市場を通じて利用できるリスク対処によって補完し、最終的な生活安全保障を国家が提供するという「日本型福祉社会」を、国家の福祉責任を回避し福祉財政を縮小するために目指した。それによって、高齢化についての社会政策を検討する上で決定的に重要な時期を浪費し、結果として、その後、高齢化の波をまともにかぶり後追いの福祉政策に陥った。そして今日なお、自助を前提として、それを共助によって補完し、最後に国家が公助を提供するという「新しい市民社会論」が同様の目的で政策的に追求されている。
- 13) 中川,1999, 1章を参照。
- 14) 構築主義的アプローチにとって、そうしたものが見つかるのであれば、それは断片的な社会においてだけであった。そのことが、構築主義的アプローチをミクロ社会学と親和的にしている。また、構築主義アプローチが公共政策自体を弱めたにもかかわらず、公共政策²が1990年代に進んだのは、両者が断片的な社

会を対象にする点で似るからである。木原, 2008を参照。

- 15) シュンペーター型競争国家については, Jessop, 2002を参照。
- 16) 本稿では, 1970年代およびそれ以前の公共政策¹の時代に見られた, 日本の公共政策¹志向の科学論や技術論(または, 科学技術論)については言及していない。次節で述べる, 日本のSTSに1990年代半ばに起こった転回は, 公共政策¹志向から公共政策²志向への転回ではなく, 公共政策志向ではなかったSTSが公共政策²志向に変わったという転回である。この転回によって, 科学技術政策領域で, 公共政策¹志向の科学論や技術論(または, 科学技術論)に公共政策²志向の科学技術社会論が取って代わるという前線配置の変化が生じた。その点が社会学の事例とは事情が違っている。
- 17) Science and Technology Studies の訳語が「科学技術論」, Science, Technology and Society の訳語が「科学技術社会論」だと言われる(ただし, 前者は, 注16で触れた, 公共政策¹志向の科学技術論とは別もので, 1980年代に輸入されたもの)。では, 2000年前後に, なぜ後者が広く受け入れられるようになったのか。科学技術と社会の相互関係がより緊密になり, それに注意を向ける必要が生じたからだとも言われる。確かに, 新しい語が必要となるのは, 既存の言葉では記述できない新たな現実が生じたか, または, そうした新たな方向に人々を動かす必要が生じた時であろう。そして本稿は, 科学技術と社会の相互関係が公共政策¹の文脈での関係から公共政策²の文脈でのそれに変わったこと, または, そうした方向に人々を動かす必要が生じたことが, 「科学技術社会論」なる新語を必要とさせたと考えられる。「社会」の意味と現実が変わったのであり, 科学技術活動をそれに適応させる必要があったのである。また, 2節冒頭で述べたように, こうした公共政策の文脈の変化は(社会)科学研究の公共政策への関与・参加のあり方も変えるが, 「科学技術社会論」なる語にもその含意がある。「科学技術社会論」はモード2型研究だと言われるのがそれである。そして, この事実が本稿の見方が正しいことを示唆する。
- 18) 科学技術のブラックボックス化を原因としたことがいかに的外れであったかについては, 木原, 2010を参照。
- 19) 1995年に, STSNJは第17回シンポジウム「サイエンス・コミュニケーション'95」を開催したが, これは科学技術振興財団JSFとの共催であり, 文部省の官僚がシンポジウムのパネリストとして参加した。小林, 2001も参照。
- 20) 「社会技術」が, 日本政府の科学技術政策に呼応して展開されたことは, 2001年に「社会技術研究システム」が設立された経緯からも明らかである(3節末参照)。また, 「科学技術コミュニケーション」が政府の科学技術政策に呼応して展開されたことも, 科学技術政策研究所によるいくつかの報告書が示している(渡辺・今井, 2005参照)。
- 21) 詳しくは, 木原, 2010を参照。「科学技術リテラシー」や「科学技術者倫理」の

- あり方、あるべき姿も、同じように、「公共の利益²」を実現するためのそれへと重心を移したのではないか。検討の必要がある。
- 22) 新自由主義的公共政策・行政²が「公共の利益²」実現のための知識(問題解決策)を様々な分野で必要とする以上、同様の同意調達は広く学術全体において求められた。「社会貢献」を促すものと理解された「モード論」がそのために利用された可能性がある。ただし、そこで言われる「社会」の理解は、市場社会やサード・セクター社会に重心がある。
- 23) Gibbons, M. et. al., 1994参照。
- 24) 2010年3月27日、東京工業大学で開催された「STSNJ 20周年記念シンポジウム：STS 再考」基調講演での村上陽一郎氏の発言。／「モード論」と「ブダペスト宣言」の関係は、1980～90年代の欧州における科学技術政策の変化の中で、また、1990年代の日本における科学技術政策の変化の中でより詳しく見る必要がある。
- 25) 武川・三重野, 2007は、加えて、「価値中立という逸脱」をその原因として挙げている。ただしそこでは、これら3つの「逸脱」をいかに克服するかに関心がおかれている。本稿は、それらはすでに克服されていること、したがって、その克服をもっぱら主張することは、現時点においては、公共政策²志向を強化する結果になると指摘している。
- 26) 本稿が、「政治社会」の構想は社会の「全体を計画する」構想であると言うとき意味しているのは、社会の匿名の成員誰も利益に関わる、その意味で、社会の全体に関わる計画・構想だということである。市野川, 2006による「社会」理解を参照。

参考文献

- フーコー, M. 2008 『ミシェル・フーコー講義集成〈8〉生政治の誕生』, 筑摩書房。
- Friedman, M. 1962 *Capitalism and Freedom*, Univ. of Chicago Pr., 邦訳『資本主義と自由』, 日経 BP 社, 2008。
- Gibbons, M. et. al. 1994 *The New Production of Knowledge: The Dynamics of Science and Research in Contemporary Societies*, Sage, 邦訳『現代社会と知の創造』, 丸善, 1997。
- Harvey, D. 2005 *A Brief History of Neoliberalism*, Oxford Univ. Pr., 邦訳『新自由主義——その歴史的展開と現在』, 作品社, 2007。
- 市野川容孝, 2006 『社会』, 岩波書店。
- Jessop, B. 2002 *The Future of the Capitalist State*, Polity, 邦訳『資本主義国家の未来』, 御茶の水書房, 2005
- 木原英逸, 2008 「現代日本のイデオロギー：新自由主義的市民社会論と社会技術」, 『国

新自由主義国家における知識の変容：STS と批判主義（木原）

士館大学政経論叢』, 146号, 57-86.

木原英逸, 2010 「科学技術コミュニケーションの新自由主義的偏向」, 日本科学哲学会『科学哲学』, 43巻, 2号, 47-65.

小林信一, 2001 「解題に変えて——なぜSTSなのか, なぜ政治論的転回なのか」, 小林傳司編『公共のための科学技術』, 玉川大学出版会.

小林信一・小林傳司・藤垣裕子, 2007 『社会技術概論』, 放送大学教育振興会.

中川伸俊, 1999 『社会問題の社会学：構築主義アプローチの新展開』, 世界思想社.

佐々木憲昭, 2007 『変貌する財界——日本経団連の分析』, 新日本出版社.

武川正吾・三重野卓編, 2007 『公共政策の社会学』, 東信堂.

渡辺政隆・今井寛, 2005 「科学技術コミュニケーション拡大への取り組みについて」, 科学技術政策研究所, DISCUSSION PAPER No. 39.